

2019年10月15日

各位

株式会社 山形銀行

### 台風19号にかかる預金払戻等のお取扱いについて

このたびの令和元年台風第19号による災害により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当分の間、被害を受けられました皆さまに、下記のとおり、便宜のお取扱いをさせていただきますので、お取引店の窓口にご相談ください。

#### 記

1. 預金の通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた方は、お支払について便宜扱いもいたしますのでご相談ください。（ご本人さまを確認できる資料をできる限りお持ちください。）
2. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてもご相談ください。
3. 汚れた紙幣・硬貨のお引換えをいたします。
4. 支払期日の経過した手形のお取立、災害による手形の不渡処分、でんさいの支払不能処分についてもご相談ください。

以上